

質問書回答

2020年 2月 10日

案件名:ベトナム国産業物の減量化と廃棄物発電にかかる情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式))

案件番号:19a00927 公示日:2020年 1月 29日)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番	当該頁項目	質問	回答
1	P3 (4)共同企業体の結成の可否	共同企業体を組む場合、企業体の代表者であれば業務主任者に就けますか？この場合、業務主任者は全省庁統一資格がなくても良いですか？	入札説明書 P3 第 1 入札の手続き 5. 競争参加資格 (2) 積極的資格制限 1) 全省庁統一資格 に記載のとおり、全省庁統一資格を有することが必要です。 入札説明書 P3 第 1 入札の手続き 5. 競争参加資格 (4) 共同企業体の結成の可否に記載のとおり、業務主任者は共同企業体の代表者の者とします。
2	P3 (4)共同企業体の結成の可否	共同企業体で全省庁統一資格を申請中の企業は、業務主任者に就けますか？	不可です。
3	14 頁 第 2 仕様書 II. 特記仕様書 5. 調査の実施方針及び留意事項 (1)本調査の基本方針 4)パイロット調査について	カントー市におけるパイロット調査および住民アンケート調査の実施については、廃棄物発電事業者である中国企業の承諾もしくは理解を得ていると考えてよいでしょうか？ もし得ているとした場合、どの程度の理解を先方がしているかご教示いただけますでしょうか？ また、上記調査結果が、現在運営中の事業に関する契約に影響することは無いという合意は関係者の間で認識されているでしょうか？	カントー市に対しては本調査の実施を説明し、了承及び支援の承諾を得ています。 廃棄物発電事業において、運営に課題を抱えている状況であることは、カントー市及び事業者双方が認識しており、本調査の実施により課題の抽出及び対策についても共有することを念頭に置いています。 なお、調査結果と運営中事業にかかる契約への影響は、カントー市の管理事項となります。従って、弊機構側で関係者間の具体的な合意に

通番	当該頁項目	質問	回答
			ついて確認することはありません。
4	P. 21 6. 調査の内容 (4) 第2次現地調査 2) カントー市における分別収集及び運搬にかかる課題の抽出とその解決に向けたパイロット調査計画案の作成及び実施(現地再委託) ③ 想定している調査内容 d. カントー市におけるセミナーの開催	「最大 50 名を対象に、調査結果に関するセミナー(1回)をカントー市で開催する。」とありますが、セミナーを開催する経費は、「カントー市におけるパイロット事業調査(定額計上)」に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	セミナー開催費はパイロット調査の額には含まれていません。別途、50 万円の定額を本見積にて計上してください。
5	P. 21 6. 調査の内容 (4) 第2次現地調査 2) カントー市における分別収集及び運搬にかかる課題の抽出とその解決に向けたパイロット調査計画案の作成及び実施(現地再委託) ③ 想定している調査内容 c. 提案事業に関する住民へのフィードバック	「パイロット調査対象地区住民を対象とした小規模ワークショップを1回、30名を対象としてカントー市で開催」とありますが、上記セミナー同様、ワークショップを開催する経費は、「カントー市におけるパイロット事業調査(定額計上)」に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	上記と同様です。
6	P. 21 6. 調査の内容	本セミナーはどこで(ホテル、関係機関の会議室…)開催することを想定していますか。本セミナーの実施内容が不明	現状、ホテル等での開催を想定していますので、100 万円の定額を本見積にて計上願います。

通 番	当該頁項目	質問	回答
	(6) 第3次現地調査 2) ハノイ市における最終セミナーの実施	確なため、本セミナーの開催費は定額計上で積算すべきかと思いますが、如何でしょうか。	
7	P15 5. 調査の実施方針及び留意事項 (2) 2) また、調査の内容及び結果を適時「ベ」国と共有するセミナーを開催し、得られたフィードバックを反映した最終的な取り纏めを行い、関係者に共有する。	セミナーは、P21 に「セミナー(1回)をカントー市で開催する」、及び「ハノイ市における最終セミナーの実施」の記載があり、セミナーは合計2回開催との理解ですが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、2回実施を計画しています。
8	P19 6. 調査の内容 (3) 第2次国内調査 1) ケーススタディ実施計画 ④ 住民の意識調査(現地再委託)	ケーススタディの対象都市はハノイ市とカントー市となっていますが、住民意識調査の対象地域は、カントー市の「Ninh Kieu 区」、「Binh Thuy 区」、「Cai Rang 区」、「Thoi Lai 区」と指定されております。住民意識調査は、カントー市のみでの実施との理解で宜しいでしょうか。	意識調査は、ハノイ市及びカントー市での実施を想定しています。ハノイ市において対象とする地域については、受注後に決定・調整させていただきます。
9	P19 6. 調査の内容 (3) 第2次国内調査 1) ケーススタディ実施計画 ④ 住民の意識調査(現地再委託)	住民の意識調査(現地再委託)で想定されているサンプル数があればご提示願います。	ハノイ市及びカントー市それぞれ 500 サンプル程度を想定しています。

以上